（第三条第六項第三号に掲げる場合の土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における都道府県知事の命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例）

第十条　調査実施者は、法第五条第一項の命令（令第三条第一号イ又はロに該当する場合においてなされたものに限る。）に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、調査対象地に前条の規定により土壌溶出量基準又は第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされる土地がないときには、次に定めるところにより、試料採取等を行うものとする。

一　令第三条第一号イに該当する場合

イ・ロ　（略）

ハ　この号ロ(2)(イ)括弧書の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

ニ　（略）

二　（略）

2　

一　単位区画の全ての区域が第三条の二第一号に掲げる土地に分類される場合における当該単位区画の区域

二　（略）

3　

（第三条第六項第一号に掲げる場合の土地における土壌汚染状況調査）

第十条の二　第三条第六項第一号に掲げる場合における試料採取等を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。

一　第四条第一項及び第二項並びに第五条に定める方法により土壌汚染状況調査の対象地を区画すること。

二　調査実施者は、土壌汚染状況調査の対象地のうち第三条第六項第一号に係る対象地（以下この条、第十三条の二及び第十四条の二において「調査対象地」という。）の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子（調査対象地が一の三十メートル格子内にある場合にあっては、当該三十メートル格子）の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。ただし、第四条第一項の規定により調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して九百メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「九百メートル格子」という。）のうち一の九百メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該二つの単位区画が含まれない場合にあっては、調査対象地を含む九百メートル格子ごとに、当該九百メートル格子の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。

（土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における都道府県知事の命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例）

第十条　調査実施者は、法第五条第一項に規定する命令（令第三条第一号イ又はロに該当する場合においてなされたものに限る。）に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、調査対象地に前条の規定により土壌溶出量基準又は第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされる土地がないときには、次に定めるところにより、試料採取等を行うものとする。

一　令第三条第一号イに該当する場合

イ・ロ　（略）

ハ　この号ロ（同号ロ(2)(イ)括弧書に係る部分に限る。）の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

ニ　（略）

二　（略）

2　

一　単位区画のすべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される場合における当該単位区画の区域

二　（略）

3　

（土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがある土地における土壌汚染状況調査に係る特例）

第十条の二　調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定により、調査対象地における試料採取等対象物質が第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。この条及び第五十八条第五項第九号において同じ。）であり、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、第四条第三項、第六条第一項第二号及び第三項から第五項まで並びに第七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

（新規）

一　調査実施者は、調査対象地の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子（調査対象地が一の三十メートル格子内にある場合にあっては、当該三十メートル格子）の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。ただし、第四条第一項の規定により調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して九百メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「九百メートル格子」という。）のうち一の九百メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該二つの単位区画が含まれない場合にあっては、調査対象地を含む九百メートル格子ごとに、当該九百メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。